

浜松市建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式(以下「施工体制確認型」)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、施工体制確認型とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、施工能力、技術提案及び価格が最も有利なものを持って申し込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」)で、品質確保のための体制の確保状況を確認し、設計図書等の要求要件の実現の確実性を審査し、評価する方式をいう。

(対象工事)

第3条 施工体制確認型の対象となる工事は、特定調達契約に該当する建設工事であって、市長が対象とすることが必要であると認めるものとする。

(評価の方法)

第4条 落札者は次式で得られた評価値をもって決定する。

評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点

評価値 = 評価点 ÷ 入札価格

ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして算出する。なお、標準点は100点とし、評価値が最も高い者を落札者とする。

2 この要領において「加算点」とは浜松市総合評価落札方式による競争入札要領により対象工事ごとに定める落札者決定基準をもとに評価し、得られた数値をいう。

3 この要領において「施工体制評価点」とは、設計図書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与えられる数値である。評価項目として、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定し、項目ごとに各15点を配点し満点は30点とする。

(評価値の決定)

第5条 市長は、評価値を決定するに当たって浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議・幹事会(以下「幹事会」)に諮らなければならない。

(聞き取り調査の実施)

第6条 市長は、施工体制評価点を評価するため、原則として予定価格の制限の範囲内で入札したすべての者について、開札後速やかに、聞き取り調査を実施するものとする。入札参加者の申込みに係る価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する額(以下「低入札価格」)以上であるときは聞き取り調査を行わないことができる。

(調査書類の提出)

第7条 市長は、入札参加者のうちその申込みに係る価格が低入札価格に満たない者(以下「低入札者」)に対して、開札後聞き取り調査のための調査書類を求めることとする。なお、調査書類は次のように取り扱うものとする。

(1) 調査書類の作成等に要する費用は、低入札者の負担とする。

(2) 調査書類の返却及び公表は原則として行わない。

(3) 調査書類の提出後における提案内容の修正及び再提出は認めない。

(施工体制評価点の評価の方法)

第 8 条 市長は、聞き取り調査及び調査書類、工事費内訳書等をもとに審査を行い、評価項目ごとに 3 段階で評価 (15 点、5 点、0 点) するものとする。なお、施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うものとする。また、調査書類等に記載された内容が適切でないため、公告等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないことができる。

(評価値の確定)

第 9 条 市長は、施工体制評価点、加算点、標準点の確定について幹事会で審議し決定する。

(入札公告等に示す事項)

第 10 条 市長は、施工体制確認型を行う場合、入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施工体制確認型の対象工事であること。
- (2) 聞き取りの調査を実施すること及び日時、場所等。
- (3) 調査書類の提出を求めると及び提出期限、内容等。
- (4) 聞き取り調査に応じない者及び調査資料の提出を行わない者等は入札を無効とすること。

(指名停止)

第 11 条 市長は、低入札者から調査書類の全部又は一部が提出されない場合若しくは未記入の場合、低入札者が聞き取り調査に応じない場合は、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づき、入札参加停止措置を講ずることができる。

(その他)

第 12 条 本要領に定めのない事項は浜松市総合評価落札方式による競争入札要領によるものとする。また、これらによりがたい場合は、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

2 改正後の浜松市建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契約については、なお従前の例による。